

開催期日 平成30年5月15日

開催場所 中島村役場 2階会議室

中島村農業委員会議事録

中島村農業委員会

中島村農業委員会議事録

1. 会議開散会の日時及び場所

開 会 平成30年5月15日 午後1時30分
閉 会 平成30年5月15日 午後2時40分
場 所 中島村役場 2階会議室

2. 会議に提出した議案

議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する
～2号 意見の決定について
議案第3号 農地法第3条第1項の規定に対する処分の決定について
議案第4号 現況確認申請に対する処分について
その他

3. 会議を組織する者及び委員の出欠状況

定員10名中・出席者9名・欠席者1名（出欠者名 別紙のとおり）

4. 会議に参与した者

中島村農業委員会事務局長 本間俊一

5. 会議書記

中島村農業委員会局長補佐 近藤修

6. 開 会

事務局長

事務局長として、只今から平成30年第5回の農業委員会を開催する旨を宣した。

会長（あいさつ）

皆さん、改めましてこんにちは。第5回の農業委員会総会の開催の案内を申し上げたところ、時節柄大変お忙しい中、お集まりいただき誠にありがとうございました。ご苦労様でございます。田んぼの方は大体終わりましたか？川原田地区は、大きい方はまだ終わっていないという話でございます。野菜関係では、ブロッコリーの出荷が始まっているんですね。反面トマトの苗があんまり芳しくないという話です。非常に苦慮しているという現況でございます。

さて本日の議案は4件ございます。どうぞ慎重審議をお願い申し上げ、大変簡単でございますが挨拶とさせていただきます。本日はご苦労様でございます。ありがとうございました。

事務局長

有難うございます。なお、本日は9名の会員の出席、1名の会員の欠席。過半数が出席という事で本会議は成立しておりますので、ご報告申上げます。これより3の議事録署名人の選出からは議事進行を会長にお願いする旨を宣した。

議長

議事に入る前に議事録署名人の選出について、1番高村喜則委員、3番水野谷一郎委員を指名した。

議長

議事に入る旨を宣し、議案第1号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第1号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について議案書に従い朗読説明した。

議長

受付番号第4号について質疑に入る旨を宣し、確認担当委員に報告を求めた。

6番瀬谷錦一委員

受付番号第4号につきまして、5月11日に設定人・●●●●さん、被設定人・●●●●さんに電話にて確認したところ、申請内容のとおり間違いないとの事でした。また、現地についても同日確認したところ問題はなく、周辺農地に影響はないと思われます。以上報告終わります。

議長

只今、確認担当委員より報告がありましたが、質問等ないか諮ったところ。

——全員異議なしの声あり——

議長

異議ないと認め、議案第1号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議長

引き続き、議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について議案書に従い朗読説明した。

議長

受付番号第5号について質疑に入る旨を宣し、確認担当委員に報告を求めた。

5番折笠多美子委員

受付番号第5号につきまして、5月11日に譲渡人・●●●●さん、譲受人・●●●●さんにお会いして確認したところ、申請内容のとおり間違いないとの事でした。また、現地についても同日確認したところ問題はなく、周辺農地に影響はないと思われます。以上報告終わります。

議長

只今、確認担当委員より報告がありましたが、質問等ないか諮ったところ。

——全員異議なしの声あり——

議 長

異議ないと認め、議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議 長

引き続き議事に入る旨を宣し、議案第3号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第3号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について議案書に従い朗読説明した。

議 長

受付番号第7号について質疑に入る旨を宣し、確認担当委員に報告を求めた。

1番高村喜則委員

受付番号第7号につきまして、5月9日に譲渡人・●●●●さん、譲受人・●●●●さんに直接お会いし確認したところ、申請内容のとおり間違いございません。また、現地についても同日に確認したところ問題はなく、また譲受人は農家であり、耕作についても問題はないものと思われます。以上報告終わります。

議 長

只今、確認担当委員より報告がありましたが、質問等ないか諮ったところ。

——全員異議なしの声あり——

議 長

異議ないと認め、議案第3号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議 長

引き続き議事に入る旨を宣し、議案第4号現況確認証明申請に対する処分について事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第4号現況確認証明申請に対する処分について議案書に従い朗読説明した。

議 長

受付番号第2号について質疑に入る旨を宣し、確認担当委員に報告を求めた。

5番折笠多美子委員

受付番号第2号につきまして、本日午後1時より申請者●●●●さん、円谷宣芳会長、高村喜則委員、私を含め4名及び事務局の立会いの下で現地確認を行ってまいりました。申請地の現況につきましては畑の様相ではなく、通路として利用されている状況でした。説明では、母屋である●●●●さんの住宅が建築された昭和52年頃より、通路として利用されているとの事で、40年以上

畠としては使われていないとの事でした。農地への復元も困難である事から現地確認の結果、雑種地であると判断しました。以上報告終わります。

議 長

只今、確認担当委員より報告がありましたが、質問等ないか諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり——

議 長

異議ないものと認め、議案第4号現況確認証明申請に対する処分については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議 長

以上をもって、全議案審議終了につきその他に入る旨を宣した。

局長補佐

その他として、事務局から幾つかご報告いたします。

まず1つ目、緑の羽根募金につきまして農業委員会の懇親会費から支出させていただきました。どうもありがとうございました。議案の袋の方に記念品が入っておりますのでご査収下さい。

2つ目は、次回の農業委員会の総会は、6月15日になりましたので宜しくお願ひします。

3つ目は、歓送迎会を5月25日に矢吹町の●●にて18：30から行います。参加者等詳細が確定しましたら、再度ご連絡致します。

事務局長

補足ですが、送迎につきましては私と近藤の方で車を出しますので、ぜひともご参加いただければと思います。

議 長

以上をもって、閉会する旨を宣した。

閉　　会　　の　　日　　時
平成30年5月15日 午後2時00分

議決事項及び賛否の数

議案第1号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定
～2号	について
	原案のとおり可決 賛成9名 反対0名
議案第3号	農地法第3条第1項の規定に対する処分の決定について
	原案のとおり可決 賛成9名 反対0名
議案第4号	現況確認申請に対する処分について
	原案のとおり可決 賛成9名 反対0名